

【県全体】

（達成状況）

- ・在宅療養支援診療所数 180カ所（H25）→186カ所（H29.3）
- ・退院調整ルールの方策（県内全区域）
- ・病院勤務の常勤医師数（人口10万対）83.4人（H24）→91.0人（H28）

（見解）

- ・介護人材の裾野を広げる研修及び介護職員の受講支援等を行うことにより、介護に対する理解や職員の定着化は図られているが、依然として人材は不足している状況。
- ・退院支援マニュアルの作成及び多職種連携による地域ケア会議等の体制整備の推進により、在宅医療提供体制の強化を図る取組が進んでいる。

【会津】

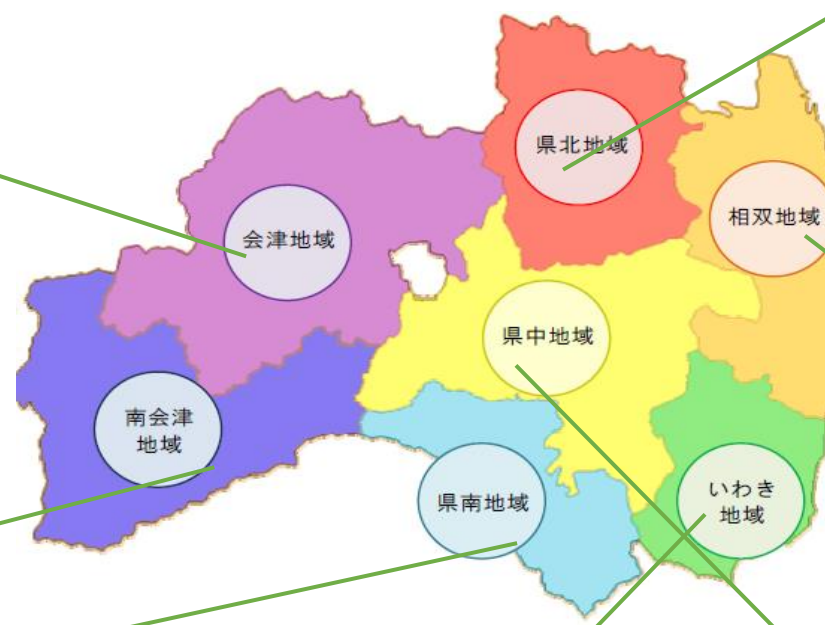
- ・在宅療養支援診療所数 19カ所（H25）→17カ所（H29.3）
- ・退院調整ルールの方策
- ・病院勤務の常勤医師数（人口10万対）102.9人（H24）→114.1人（H28）
- ・会津地域在宅医療関係者名簿の作成

【南会津】

- ・在宅療養支援診療所数 2カ所（H25）→3カ所（H29.3）
- ・退院調整ルールの方策
- ・病院勤務の常勤医師数（人口10万対）41.5人（H24）→47.9人（H28）

【県南】

- ・在宅療養支援診療所数 7カ所（H25）→7カ所（H29.3）
- ・退院調整ルールの運用
- ・病院勤務の常勤医師数（人口10万対）75.5人（H24）→81.2人（H28）



【県北】

- ・在宅療養支援診療所数 64カ所（H25）→66カ所（H29.3）
- ・退院調整ルールの方策
- ・病院勤務の常勤医師数（人口10万対）68.1人（H24）→74.0人（H28）
- ・急性期から回復期への転換（190床）

【相双】

- ・在宅療養支援診療所数 3カ所（H25）→2カ所（H29.3）
- ・退院調整ルールの方策
- ・病院勤務の常勤医師数（人口10万対）37.8人（H24）→78.6人（H28）
- ※H27国勢調査をもとに算出した人口10万人対の人数であるため、避難者の動向による影響が出ている。

【県中】

- ・在宅療養支援診療所数 63カ所（H25）→65カ所（H29.3）
- ・退院調整ルールの運用
- ・病院勤務の常勤医師数（人口10万対）108.0人（H24）→112.2人（H28）
- ・無菌調剤室の整備、無菌調剤に関する研修会の実施

【いわき】

- ・在宅療養支援診療所数 22カ所（H25）→26カ所（H29.3）
- ・退院調整ルールの方策
- ・病院勤務の常勤医師数（人口10万対）83.0人（H24）→76.8人（H28）
- ※H27国勢調査をもとに算出した人口10万人対の人数であるため、避難者の動向による影響が出ている。